

特46-690



1200600799290

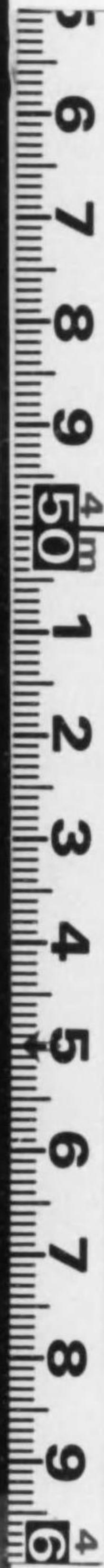
特46

690

国鏡

信用公録 17.

国立国会図書館



始



國鏡錄公用信

編七拾第

京東

社鏡國





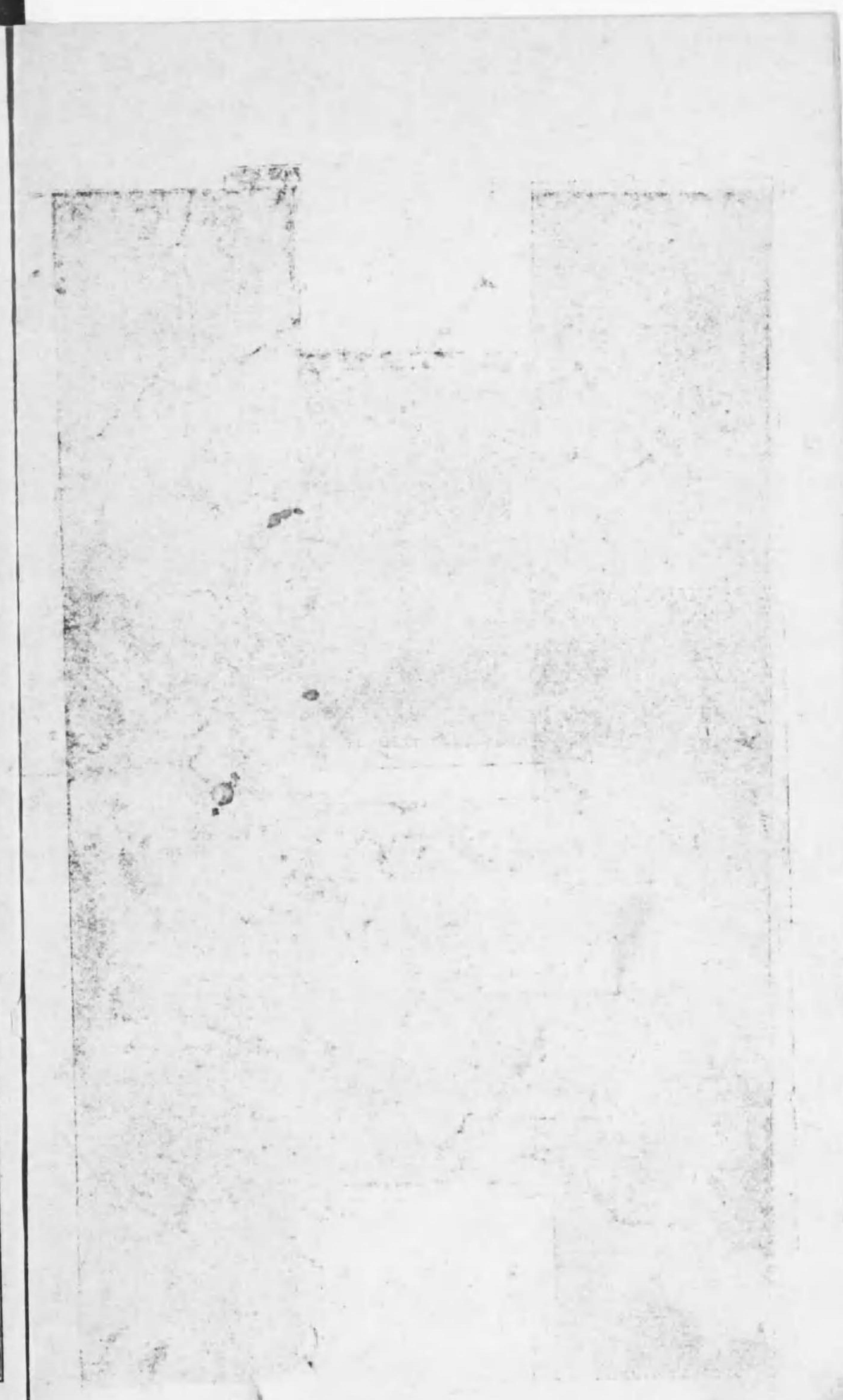
● ● ● 懸賞作文募集廣告 ● ● ●

人間の貴むべき所は(此間文字二ヶを挿入せよ)なり

一本社は右問題に挿字して答案用紙に記入し社員或は賣捌所に托せらるゝか
又は郵便葉書を以て答案を寄贈せらるゝ諸君に其優劣を判し學藝獎勵のた
めに左の賞金を呈す 但し二人以上同點の答案ある時は投票を以て其順
序を定むべし

壹等 金拾 圓 貳等 金參 圓 參等 金壹 圓
四等 金五拾錢 五等 金參拾錢

一當撰者に賞金を呈するは購讀者に限るを以て答案書には用紙と郵便葉書と
を問はず後證の爲め必ず本誌官欄に割印貳個をなすべし



國鏡目次

露光量違いの為重複撮影

朕惟フニ我皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹フル
 コト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ眞兆心ヲニ
 シテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我國體ノ精華ニシテ教
 育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス
 爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭
 儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ボシ學フ修メ業フ習ヒ以テ智能
 ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ
 國憲ヲ重ジ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以
 テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘン斯ノ如キハ獨リ朕カ忠
 良ノ臣民タルノミナラヌ又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス
 ルニ足ラン
 此ノ道ハ實ニ我皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ
 遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ワス之ヲ中外ニ施シ
 テ恃ラヌ朕爾臣民ト俱ニ奉々服膺シテ成其徳ヲニセ
 ノコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

○勅

五〇

天照大神
瓊杵尊
神武天皇
歴代天皇
今上天皇
○神勅護身辭
せいしん
しやうじやう
静清
忠孝仁義
智信
國鏡社宣言之要旨

本社は、皇上奉戴正義躬行の主義を鼓吹し學道顯彰社
 會改良實業發達の目的を以て左の事業を實行す
 一、講議堂を設けて教育勅語の聖旨を奉し皇道學及び
 自科學術を教誨し私學校を開て普通科を教授し寄宿
 舍を設けて學生を給養すへし

一

電氣諸機械 并ニ電線類販賣

清水市太郎
京橋區日吉町二番地
電話新橋三三四五

沖商會

京橋區水谷町白魚川岸
特電話新橋三九

商會主 沖牙太郎

京橋區新榮町一丁目二番地
電話新橋一二二二八

同商會製造部

京橋區新榮町一丁目二番地
電話新橋一二二二八

洋酒販賣

京橋區出雲町 大野商店

院長 ドクトル、メヂナーリ子 菊池循一

菊池耳鼻咽喉科醫院

日本橋區本町一丁目十二番地
電話本局一八六一

日本銀行裏門前

一、新聞雑誌書籍を發行し皇道學を普及して國体を闡明し兼て實業法律工藝教育衛生軍事産業一切の真相を發揮すへし

一、信用調査所を設けて信用調査及び實業法律社交上の鑑案助言保全成達文書編輯秘密通信新聞雑誌廣告募集に從事すへし

國鏡社賛成員

金百圓	男爵 岩崎彌之助君
金拾圓	農商務大臣 清浦奎吾君
金卅圓	銀行家 原六郎君
金拾圓	貴族院議員辯護士博士 高木豊三君
金五圓	辯護士法學士 秋山源藏君
金五圓	法學士 伊藤悌次君
金廿圓	興業銀行總裁法學博士 添田壽一君
金拾圓	貴族院議員法學博士 菊池武夫君
金拾圓	法學士 木内重四郎君
	明治大學長法律學士 岸本辰雄君
	以下次號

ることを御承知あり度願ひます

◎御神傳記略

天地位し萬物育し生成化育千古息むなきものは天地の間自ら一定の原則ありて保持するに非ずんば能はざるなり此原則を名けて天と云ひ自然と云ひ神と云ひ玄妙と云ひ又不可識眞體と云ふものあり然れ共要するに天地萬物の順行誤りなきを觀て以て其妙用を嘆賞するに外ならざるなり蓋し此妙用は偶然假生の現象に非す天地萬物と共に生存するものにして天地も此道に非されは生成せず人間も此道に非されば發達を受るとなし之れ天地萬物を總攬するの定律なるを以てなり故に此定律をすめろぎの道と名け此本源をすめろぎの神と云ふ天下大小の事物一として此神の司持に非さるものなく此神の定律に據るものなし神徳の廣大なると思ふへし然らば此神とは如何なるものぞく道理の至極する處無色無聲の理性にして天地萬物の元基なるもの之れなり其大徳を形容すれば全能周知普遍怡も大陽か絶大至廣の光體にして天地を位し萬物を育するか如く物として作さるなく事として知らざるなく所としてあらざるあしすめろぎの名實に空しからず而してすめろぎを

○皇道學講義（第四回）

皇道學人謹講

學人は前回講義に於て皇道學の基本たるへき皇道學之記を御紹介しました是には寡からざる解釋を要し隨て後日講述致します彼の皇道四十八歌傳も此内より發する譯でありますから能く御記憶ある様に致された次には皇道學の根底たるべき天照皇大神の御傳記を知悉して置かなければ講義を聽取られる上に於て意義を理解するに難き處があろうと思ひます故に先づ學人が謹撰したる御神傳記略を一應御吹聴して置きませう而して此御神傳は學人か其の正説とする根據と理論を求むるに於て數年間の刻苦を凝し漸く去る明治三十年一月三十日皇道學宣布式に於て發表するを得たるもので古事記を基礎となし判断を正理に質して編述したるものであります決して一己の私見でない事は勿論外國の學説に倣ふて日本國を論定し奇怪の言を傳ふるが如き似非哲學者や又は古事記を誤解して荒唐無稽なる妄言を放ち以て皇室を汚瀆し奉る頑愚者流とは自ら其撰を異にして眞に日本國体の根本たるべき正議であ

譯して皇と云ひ絶體の徳を釋して大神と云ふ則ち天地唯一真正の元基を皇大神と云ふ所以なり
(一)之を古事記に案するに天地唯一理性の御神徳を言語に昇し天地初發の時高天原に成ませる神として大中至正の御本領を天之御中主神と稱し奉り生成化育の大御徳を高御產巢日神神產巢日神と申し奉り其發動して天地を發生せんとする機能来形容して宇麻志阿斯厚備比古犀神と申し奉れり(以下次號)

○精神療法 第一章 緒言

精神療法は心靜なる時は天地の神と同体なれは何者にも犯し破るゝとなし何事も成就せざるなしと云へる神勅則ち靜心清淨なる護身辭に基きて組織したる所にして泰西心理學の學理を應用し健康的疾患と道徳的不具を治療するを以て目的となすなり言を更へて云へば精神療法の目的は精神上より身體に及ぼす作用を以て疾患を治療し且精神自身の惡癖を矯正するにありて教育上衛生上に缺く可らざる所なり則ち神經性各疾患及飲酒放盜盜心我儘我慢高慢懶惰陰婪亂暴不行義不孝抗言嫉妬猜忌客卿等の惡習慣を治療するにあるなり蓋

し身體實質的の疾患には醫藥療法を用ふると勿論なれ
共此精神療法は何れの場合に於ても併用して功效ある
と明かなり而して此療法は既に二千三百年前希臘の哲
學者ソコラーテス、プラトン氏に依りて實行せられ印
度に於ては遠く釋迦の時代より坐禪治療解脫の法あり
支那に於て神仙の術と稱したるも此傳のみ
又我國に於ては天照皇太神の神勅あるは固より僧役
小角傳教大師弘法大師に依りて盛に傳へられ陰陽博士
阿部晴明も大に此法を行へりと云ふ
輓近泰西に行はるゝ催眠療法なるものも此類にして未
だ完全なる發達をなしたるものに非すと雖も此法の一
端なり而して我醫學界の如きは未だ精神療法の何もの
たるを解せず一大缺點と云ふへし故に本社は此療法を
實行して教育衛生の兩界に資益する所あらんとせり以
下詳説する所を見よ

○婦人の半面

婦人の人生に於ける位置は隨分重大なるもので一家を
なし夫を助けると云ふとも有ますけれども其半面は兒
を産み兒を育てると云ふ大役であります兒を生むこと

が完全に出來ませねば自身の生命を危うする产んだ其
兒も健康を缺くか天死することになります又兒を産ん
でも育て方が宜敷なれば立派な者にはなれません兒
を産むことゝ兒を育てることは婦人の天職として全ふ
せねばなりません

兎角世の中の女學校では良妻賢母を養成する杯と云ひ
ながら良妻の道は隨分散へましやうが賢母として兒を
産み兒を育つるの衛生法は一切缺如して居るではあり
ませんか依て本社は婦人の半面と題し兒を産み兒を育
つる婦人の天職なる衛生法を講述する目的で先づ婦人
の解剖生理より講述を致しましよう

○婦人の解剖生理

凡そ人身は硬部軟部及び流動物よりなり硬部とは則ち
骨にして軟部とは皮膚筋靭帶脈管神經内臟などの事で
あり流動物とは血液と淋巴液の事であります

○骨 骨は相連結して人身の基礎を造り軟部を之れに
附着せしめて腔を作り重要な内臓を保容し其骨と骨と
の接合する所を關節と名つけます

○皮膚 皮膚は全身の外面を被ふものにして毛と爪は

之れに附屬し皮膚の下には脂肪組織と云ふものあり俗

に脂肉と云ふて場所に依り多少あります
○筋 筋は脂肪組織の下にある俗に肉と名つける赤色
の物体にして骨に附着して之れを活動せしむるもので
あります尤も骨に附着する部分は白色光澤ありて腱と
云ふ名をもつております
○靭帶 靭帶は關節の所にあり骨と骨を聯結して離れ
さらしむるの用を爲すもので其色白く帶の様な薄き線
條であります
○脈管 脈管とは血管及び淋巴管の事にして血液及び
淋巴液を流通するものであります血管の内に動脈管と
靜脈管の種類がありまして動脈管は心臓より血液を請
取りて全身に送り静脈管は全身の血液を集めて心臓に
歸へすものであります爪毛等を除くの外は脈管の至ら
さる所は殆んどありません（以下次號）

○赤十字社の事

戰争は互に殺傷を事とする雖も要是其戰鬪力を減殺
するにあり去れば其兵員にして若し戰鬪力を失ふまで
に負傷し又は疾病に拘りたる者ある時は敵味方の隔て
なく之を助くるは人の道ならずや

即ち赤十字社なるものは其目的を達せんかために起
たる一の團体にして其の源を釋ぬれば今より殆んど五
十年前英佛の兩軍露西亞と戰ひたる時クリミヤの劇戦
に負傷せる者山野に横はり病者道路に満ると雖も之を
救療せるの方法なく一見其慘状に感泣せざるものなか
りし
時に英國の貴婦人ナイチングール娘は遙に悲惨の報を
傳聞して人道の至情默視するに忍びず奮然立て同志を
糾合し戰地に至り救護の道を竭せり實に之れ赤十字社
の世に出たる初めなり

其後久しつからずして塊佛間に大劇戦あり再び其慘状を
現出したれば瑞西人ヘンリーデュナント親しく其實況
を視察し感驚に堪へず救護の必要を大に天下に絶叫し
たり
之れよりして此慈善的事業の人生缺くべからざるもの
なることを世人に認知せられ其結果同志相集りて一の
團体を組織し各國政府も亦加盟するに至りたり
而して其盟約は瑞西都ゼネバにて締結せられたれば同
國の國旗に因みて白地に赤十字を旗章と定め中央社を
ゼネバ府に置き各國互に氣脈を通ずる制度となし茲に

全く赤十字社の組織を完成したり世人誤て同旗章を耶
蘇教の十字架となすは愚も甚だしく云ふべし

我が國にては明治十年西南戦争の時其病傷者を救はん
として歐洲赤十字社の制度に倣ひ現同社副社長小澤男

爵故佐野伯爵と相議して有栖川總督宮の允許を蒙り博

愛社を組織して官軍朝敵に論なく其病傷者を救濟し
たるより始り明治二十年萬國の例に倣ひ日本赤十字社

と改稱し萬國聯合赤十字社に加盟したるなり即ち明治

二十七八年戰役に於ても彼我の別なく負傷兵病客を收

容して救護せしは世人の能く知る所なり幸にして我國

の赤十字社は他に比類なきまでに準備整頓し晉に戰時

に於てのみならず平時と雖も天變地異ある場合には直

に社員を派して救護に從事すること目を驚かす許りな

り特に畏れ多くも同社は至仁なる皇后陛下御保護の

下に立つを以て成立發達共に完全無瑕なりと云へり

爾來赤十字社は松方伯を社長に花房小澤兩男爵を副社

長に推薦して益々規模を擴張して各國に辱つる所なき

の大計畫をなせり現に日露開戦に於ても完全なる職務

を盡して露國皇帝陛下より厚き御謝詞を賜り米國より

は同國陸軍看護婦會長及び看護婦十數名の來り助けら



るものあり其他英米佛獨等の各強國より金圓物品を
寄贈せられ其組織の完備職員の精勵を稱せざるものな
し實に日本帝國の名譽と謂つべきなり

立身 致富 信用公錄第拾七編

國鏡社編輯

◎明治の元勳

伯爵 土 方 久 元君

近來元勳の名を濫用するもの多く少しく明治の朝廷に
勤勞ありしものを呼んで早くも元勳と稱すと雖も如斯
者に向つて元勳の名決して許すべからざるなり我土方
先生の如く多年國運の挽回を以て志となし死生の間に
出入して先皇當今の二朝に歷仕し王政復古の大業を
建てられたるものに於てこそ始めて其名を許すべきな
れ

土方先生は高知藩士土方理左衛門氏の男天保四年郷里
に生れ夙に和漢の學に達して泰山と號し勤王の志深く
して京師に上り 帝室の爲に勤勞する所あり 公卿有
志の間に奔走して王政復古の基を啓かんとなしたり
偶廟議一變三條公以下七卿の西下せらるゝに隨て長州
に至り筑紫に轉し終始勤王の大義を唱へて天下の志士

を憤起せしむる所ありき當時土方楠左衛門又大一郎と
稱して幕府の爲に憎惡せらるゝもの深く藩吏の追迫に
遭ふもの屢なり其間死地に陥り一生を得るが如き究境
にありても一身を王家に捧げて悲慘を顧みず薩長二藩
の調和連衡を謀り維新勤王の軍動機を促したり

慶應三年十二月王政復古の大詔出で、三條公以下諸卿
の京都に召還せらるゝや從て入京し今日に至るまで忠
誠義烈を以て維新の大業を翼賛し奉れり其維新以來の
閑歴を略叙すれば左の如し讀者幸に之を通讀して以て
國家の元勳とは如斯人を稱するものなることを知るべ
し

先生は慶應三年十二月入京して明治元年五月軍監補助
○全月徵士江戸府判事○叙從五位下辭退○同六月江戸
鎮守府判事○同七月開市御用掛兼勤○同七月東京府判
事○同十月鎮守府廢官任辨官叙從五位下○同十二月東
京在勤皇居御造營掛○同二年七月任中辨○同九月左
御沙汰を蒙れり

成辰江城新に定るの時に當て専ら市政を修め日夜鞅
掌勉奉職屬候に付歡感不淺仍賞其勤勞目錄之通賞典
に至り筑紫に轉し終始勤王の大義を唱へて天下の志士

錄を下賜せらる

目録

高百石

依勤勞終身下賜

同三年徳大寺大納言宣撫使として山口藩へ被差向に付附添被仰付○同三年爲其賞絹一疋金二万匹下賜○同四年八月廢官被命太政官出仕○同七月任樞密大使○同八月廢官任大内史○同十月監部御用掛○同十二月叙正五位○同六年五月履歷監部庶務課長兼務○同七年六月地方官會議御用掛被免○同八年九月廢官任大史○同九年賞牌取調掛○同十二月兼任議定官○同十年一月廢官殘務取調○同二月任調查局長官兼任議定官兼任大書記官兼任議定官如故○同八月補一等侍補兼任議定官如故○同十一年十一月侍補廢官任宮内少輔兼任議定官如故○同十三年八月伊太利國皇帝陛下より贈與したる勳章を受領し佩用を許さる○同十四年五月内務任大輔兼任議定官如故○同十六年八月内省御用掛○同二月農商工上等會議員○同七月叙勳二等布哇國皇帝より贈與したる勳章を受領し佩用を許さる○同十二月爲其賞紅白縮緬七匹下賜○同十七年四月中央衛生會長日本藥局方編纂總裁○同七月特旨を以て華

族に被列依勳功特授子爵○同十二月任參事院議官兼任定官如故一等官相當年俸四千五百圓下賜兼任内閣書記官長○同十七年十二月二等官を以て月俸四百圓下賜○太政官庶務并會計主管○同七月依願中央衛生局長并日本藥局方編纂總裁被免○同七月報告書取調委員長御用有之歐洲被差遣○同十月叙正四位○同十二月廢參事院任元老院議官内閣書記官長議定官如故一等官相當年俸四千圓下賜○明宮御用掛○同十月伊太利國皇帝陛下澳大利亞兼洪葛利皇帝陛下より贈與したる勳章を受領し佩用を許さる○同十九年十月瑞典那威國兩皇帝陛下丁抹皇帝陛下より贈與したる勳章を受領し佩用を許さる○同十一年六月文書局監督○同七月依願中央衛生局長并日本藥局方編纂總裁被免○同七月報告書取調委員長御用有之歐洲被差遣○同十月叙正四位○同十二月廢參事院任元老院議官内閣書記官長議定官如故一等官相當年俸四千圓下賜○明宮御用掛○同十月伊太利國皇帝陛下澳大利亞兼洪葛利皇帝陛下より贈與したる勳章を受領し佩用を許さる○同十九年十月瑞典那威國兩皇帝陛下丁抹皇帝陛下より贈與したる勳章を受領し佩用を許さる○同十一年六月文書局監督○同七月依願中央衛生局長并日本藥局方編纂總裁被免○同七月報告書取調委員長御用有之歐洲被差遣○同十月叙正四位○同十二月廢參事院任元老院議官内閣書記官長議定官如故一等官相當年俸四千圓下賜○明宮御用掛○同十月伊太利國皇帝陛下丁抹皇帝陛下より贈與したる勳章を受領し佩用を許さる○同十二月叙從三位○同廿一年七月任農商大臣兼任議定官如故○同廿二年帝國憲法發布紀念章授與○同廿四年九月任宮内大臣兼任樞密顧問官兼任議定官如故○同廿五年七月兼任農商大臣兼任議定官如故○同廿六年九月任宮内大臣兼任樞密顧問官兼任議定官如故○同廿七年五月兼任樞密顧問官兼任議定官如故○同廿八年五月兼任樞密顧問官兼任議定官如故○同廿九年十月瑞國皇帝陛下より贈與したる勳章を受領し佩用を許さる○同廿七年廣島大本營に供奉し大蘇丹より贈羅皇帝陛下土耳其皇帝陛下より贈與したる勳章を受領し佩用を許さる○同廿七年廣島大本營に供奉し大蘇丹の下に輔弼の功を全うし○同廿八年平和克復の後特に陞授伯爵金貳萬圓を賜ふ○同卅一年二月九日依願本職

并兼官被免殊に大臣待遇を賜ひ正二位に陞叙し後帝室制度調査局副總裁の勅命を蒙り同總裁に進められて専心皇室の御爲に獻身的忠節を盡さるゝと云ふ而して本年古稀の高齢に達せられて鑾鑄壯者に讓らず誠に國家の爲に慶賀すべきの至りなり

◎文科大學長文學博士

井上哲次郎君

井上君は筑前の國太宰府の人安政二年十二月生る幼にして母君を失ひ父君船越俊達氏は他家に入婿して季父船越芳哉氏に養はれ九歳の時芳哉翁の物故せらるゝによりて甘木氏に寄食し佐野文同飯田俊雄香月恕經諸氏に從ひ後又太宰府の中村周平氏に就き經史詩文算術を學び博多に出で叔父井上鐵英氏の家にあり詩文を以て名を顯し遂に井上氏の嗣子となれり

明治四年長崎の廣運館に入り米國人を師として英語算術地理歴史の諸學を修めて同八年東京に出て開成學校に入り同九年東京大學文學部に轉して哲學政治學を修め同十三年七月優等の成績を以て卒業し文學士の學位を受けたり是れ我國文學士あるの始にして又中村敬宇

翁に漢學を學ひ横山由清翁に國典を受けて和漢學の名早く學生中より聞へ卒業後直に文部省御用掛となり編輯學務の二局に出仕し此時より東洋哲學史を起草したり

明治十五年東京大學助教授に任し哲學史を講義し同七年二月哲學研究の爲め獨逸國に留學を命ぜられハイテルベルヒライプチヒ柏林の各大學を經て佛蘭西國巴黎コレージドフ拉斯等の大學生を巡歷し哲學及び文學の奧義を究めて在學中萬國東洋學會會員となり又柏林東洋學校講師に任じ日本語學歷史地理宗教殊に日本神道論を講義して博識高論を歐米學者間に傳稱せられし此時又澳國スタン氏に謁して政治學を聞き大隈外務大臣の條約改正案に反對し内地雜居論を著はして大に民心を動したり蓋し大隈伯條約改正中止せられたるものは君の雜居論と佛國大博士ボーソナート氏の法權保護論に基けりと云ふ

明治二十二年歸朝して文科大學教授に任し文學博士の學位を受領し同二十八年東京學士會員に推選せられて同三十年萬國東洋學會參列員として佛國に出張し此年文科大學長の地位に進み官高等官二等に昇り勅任の待

遇を賜ふて正五位勳四等に叙し同三十七年從四位に叙し文科大學教授中未だ古老と云ふべからざるも既に我國の文學界に於ては君の勢望に及ぶものなしとす其著術としては倫理と宗教との關係、巽軒論文集、巽軒講話集、釋迦牟尼傳、日本陽明學派之哲學、日本古學派之哲學、哲學字彙、管公小傳、巽軒詩鈔、哲學叢書等十有餘種あり

◎法學士辯護士

秋山源藏君

法官にあつては老練博識の名を専らに辯護士社會に入ては忠實義侠の譽を博したる人を秋山源藏君となす君は千葉縣の人舊掛川藩士安政六年八月江戸藩邸に生れ藩の重臣秋山敏夫氏の嫡男年初めて八歳漢學に志し洋學に轉して大學南校に入り開成學校の官費生に舉られ東京大學法學部に轉し明治十二年十月全科を卒業して法學士の學位を受けられたり

爾來司法省雇内記課詰となり判事補に任して日本橋治安裁判所長に昇り同十五年判事に進み長崎控訴院に轉勤し鹿兒島始審裁判所に在勤して潔清硬直の名あり同

十八年第一回鹿兒島重罪裁判所長を命ぜられ長崎始審裁判所に轉じ其翌年控訴院評定官に轉じたるも同二十三年長崎始審裁判所長となり名聲愈よ揚れり偶々横濱始審裁判所長小松濟治氏宿病の爲に本務を嘗廢し官紀紊亂事務瀕滯の嫌ありて我司法官の体面を害せしに據り同二十五年君を同裁判所長に任して銳意改善整理の道を講せしむる所あり君能く其職を全ふして功あり勳六等瑞寶章を賜ひ正五位に昇叙し同三十一年大審院判事に榮任し當時司法官刷新の結果を以て大審院長にも昇さるへく風評ありしも君私に期する處ありて其職を辭し辯護士の業務を執り別に横濱市に出張所を設けて廣く内外人の訴訟を理判し業務甚だ殷盛なりと蓋し君の裁判官を辭職したるものは政治界に雄飛せんとするの志あるに據ると傳説せり

◎美術學校教授帝室技藝員

高村光雲君

明治の彫工家として名聲一世に高く其名天聴に達して恐れ多くも 天顏に咫尺して其技を試むること三回の多きに及び其彫刻品は賢き邊りの御愛翫を蒙り閣龍世

界博覽會及巴里萬國博覽會に於て金銀牌の贈與を受けたりし高村光雲君は美術學校教授高等官三等從五位勳六等にして斯道界に於て其名噴々たり而して君の出身は東京の人光藏と稱し嘉永五年二月江戸下谷に生れ實は中島兼松氏の子なり貧賤の間に人となりて細工物を好むを以て兩親は大工たらしめんとなしたれども君は彫刻佛師の大家高村東雲氏の弟子となり文久三年より明治七年に至るまで専心一意技術を琢磨して其技大に進み遂に東雲氏の姉悦子氏の養子となり高村幸吉と稱して明治十二年師匠東雲氏の物故したるを以て獨立彫工業を開始したり尋て鑄造家の依頼に依りて蠟型製作に從事し三年間本業を中心としたるも君感する所ありて斷然本業に復し西洋美術の意匠を参考して彫刻品を作製し世に高評を博したり其明治十九年の龍池會の展覽會に彫刻を出品し賞牌を授けられ美術展覽會並に彫刻競技會等に出品して金銀牌を受る事數回彫工會の常務委員となり同二十年皇居御造營事務局の命を蒙りて皇居内備付の彫工をなしたりき

又君は内國勸業博覽會審查官となり其勞少なからず銀盃を下賜せらるゝこと二個に及び美術協會の委員東京

彫工會審查委員同竹木部長臨時博覽會事務局鑑査官彫工會特撰委員内務省古社寺保存會計書調査委員巴里萬國博覽會出品鑑査官内國勸業博覽會及美術展覽會の審査員東京彫工會競技委員東京帝室博物館列品鑑査掛帝國教育會美術部常議員東京勸業協會理事等の諸職に舉げられ内外博覽會展覽會より金銀賞牌を贈與せらるゝもの幾回なるを知らず初め美術學校雇を拜命して今日の高官に登れり加之ならず彼の二重橋外なる楠公銅像も上野公園なる西郷銅像も其木型は皆君の作製する所なり特に君が 天顏に咫尺して其技を試みたると云ふは日本美術展覽會開會中にして明治二十一年には皇太后皇后兩殿下の御前に羽簾に鼠の文鎮を彫刻し同二年には 天皇陛下の御前に傳書鳩及兎を彫刻し同二十九年には皇后皇太子兩殿下の御前に印材鹿を彫刻して賞詞を蒙るの光榮を拜せり誠に比類稀なるの立身と云ふへし

又君は門生に富む其二三を擧れば林美雲後藤光岳米原雲海山崎朝雲木山白雲加藤景雲等皆君の門より出で皆一頭角を現はして今東京に現住する者卅餘名各地方に在る者廿餘名彫刻を以て獨立せり又盛なりと謂ふべし

◎ 東京辯護士會副會長法學士

辯護士 塙 谷 恒 太 郎 君

塙谷君は明治の初年良二千石の名を専らにしたる舊館林藩塙谷良翰氏の長男にして元治元年五月郷土に誕生し年甫めて九歳佐賀の暴動に遭ひ家を守つて苦心慘憺なるものありたりき幼より頗悟常人に過ぎ長じて東京に出て普通學を修め東京大學法學部に入りて明治廿一年法科大學を卒業して法學士の稱號を許されたり

君大學を出て法律研究の爲め大學院に入り居ること一年後司法官に志して判事試補に擧げられ横濱地方裁判所に奉職して全廿三年判事に進み東京地方裁判所に轉勤して法學の該博精神の公明なるに於て法官中大名を博したれども偶々司法大臣の裁判所構成法を無視して法官轉任を恣にせんとしたるにより大に其非を鳴らして遂に其職を辭し廿五年辯護士となるに至れり誠に辯護士社會には君の如き公正なる人を得たるを賀すればも司法官よりては君の如き良判事を失ふたるを歎すへきなり

而して君辯護士の業を執りてよりは正義公道を専らと

して其職を開きたり

是より先き明治廿二年の頃大隈伯の條約改正案に反対し外人法官の説を非なりとして淺草井生村樓に演説會を開き輿論を喚起したり此時君は未だ十八九歳の學生なりし後又帝國議會に法典改正の問題を提出せらるゝや極力之に反対して延期説を主張し遂に其功を全ふしたり故に君の年齢卅歳に達するや同卅一年八月廣島縣第七區より衆議院議員に撰出せられ院内に於て雄辯と法律とに於て第一と稱せられたり後同縣尾道市より撰して衆議院議員となる議會解散せられて思ふ處あり再び軍頭に立たずと云ふ

又辯護士としては紳實の議論と該博の法學とを以て同社會に推重せられ早く東京辯護士會の常議員となり次で議長に昇り又辯護士協會の評議員兼編輯主事となり法理精華法學新報の編輯を擔當せり

又君は多方面に力を用ふる人にして教育事業の爲に貢献すること甚だ大なり例之ば東京法學院には評議員たり國際法學會には會員たり藝備協會には牛耳を執りて同鄉子弟育英の爲に盡す所大なりと云ふ

し不義非道を排斥して義侠自ら任じ彼の鏽毒事件の如きは滿腔の熱血を注いで被害民の爲めに貢献し又彼の事件に付いては寢食を忘れて盡瘁する處ありたりき其他正義の良友罪惡の仇敵として立つもの擧げて數ふべからざる也是を以て同業の推薦する處となり同卅六年五月辯護士會副會長に擧げられ斯界に於ける名聲噴々たる蓋し偶然にあらざらんや

◎ 東京辯護士會常議員議長

辯護士 花 井 卓 藏 君

花井卓藏君と云へば東京辯護士社會に博學雄辯を以て聞え博愛高徳を以て社會に信用高き名士なり蓋し君は廣島縣の人備後國御調郡三原町立原四郎右衛門氏の五男にして明治二年六月廿三日の誕生幼より才名あり夙に東京に遊學して山田養吉蒲生重章氏の門に漢學を修め東京英學校に於て英人ムー氏に英語學を學び年甫めて十六英吉利法律學校に入り優等生に擧げられ十八歳にして全課を卒業し更に東京法學院に高等科を修め法學院學士の稱號を受け廿歳に達して辯護士試験に及第

明治の彫刻界に於て牙角竹の彫刻を以て一新機軸を出したる石川光明君は先代より六世の彫刻家にして嘉永五年八月十八日江戸淺草松山町に誕生し父君は石川豊光と云ひ有名なる彫刻家にして母君は小宮山氏の第三女なり文久二年一月狩野素川師に畫法を學び傍ら父の業を助け慶應二年十月菊川正光氏の門に牙角彫刻の術を受け深く造詣する所あり明治五年より其術を行ふて苦心經營技術大に進み同十四年第二回内國勵業博覽會事務局より同會授與の名譽進歩妙技有功協賛等の賞牌せらるゝの榮あり同十六年水產博覽會事務局より賞牌原型彫刻を命ぜられ同廿年工藝品共進會の審査員を嘱託せられ自作出品物に對し銀賞牌を授けられたり之れ君が製作品を公衆に示して賞牌を受くるの始めなりし

明治十五年第三回觀古美術協會行幸の際席上彫刻を命ぜらるゝの榮あり同廿年工藝品共進會の審査員を嘱託せられ自作出品物に對し銀賞牌を授けられ同年皇居御造營の際には御學問所即ち 陛下出御間の階上階下

御障子框縁彫刻を命ぜられ同二十一年皇居御二階下欄間に謁見所竹節欄間彫刻を仰付らるゝの光榮あり同年彫刻會第四回競技會に於て銀牌并に金牌を授けられ同二十三年第三回内國勵業博覽會に第一部及第二部審査官を命ぜられ同會に出品したる自作象牙彫加茂長明像及び木彫秋鹿屏風を出品して亦妙技二等賞二個を受けて第五回競技會より銀牌を授けられ同年十一月賞勳局より其進會博覽會審査官となり能く職務を盡し勤勞多として特に銀盃一個を賜ひ同二十四年四月東京美術學校より楠公銅像木型製作擔當を命ぜられ同年五月美術協會展覽會より銅賞牌を贈與せられ同年八月東京美術學校教授を拜命し同年十月第六回競技會より金牌并に臘銀牌を授けられ同年十二月從七位に叙せられた
り

明治二十五年十二月臨時博覽會事務局より米國シカゴ世界博覽會出品鑑査官を命ぜられ同二十六年同會より

賞牌を贈與せられ同年九月第八回競技會より銀牌を授けられ同二十七年五月東京美術學校より銀牌を授型彫刻主任を命ぜられ同年美術協會展覽會より銅牌三個を贈與せられ同二十八年第四回内國勵業博覽會審査

官を拜命し全會に出品せる製作物に對し妙技二等并に三等賞を賜はる全二十九年五月美術協會展覽會より銀牌及ひ銅牌を授けられ全三十年五月美術協會展覽會より銀牌を贈與せられ全年八月東京彫刻研究會より金賞牌を授けられ全年九月第十二回競技會より銀牌并に銅牌を授けられ全三十一年五月美術協會展覽會より銀牌一個銅牌二個を贈與せられたり

明治卅一年七月高等官六等に叙し全年九月正七位に叙し全年十二月第十三回競技會より銅牌二個を授けられ全三十二年五月美術協會展覽會より金牌銀牌銅牌四個を贈與せられ全三十三年二月高等官五等に昇叙し全年臨時博覽會事務局より佛國巴里萬國博覽會出品鑑査官を拜命し全會に象牙彫藤原通成像及び鷹狩圖を出品して銀牌を贈與せられたり

明治三十四年從六位に昇叙し全三十六年第五回内國勵業博覽會第七部及び第十部審査官を命ぜられ全年中又聖路易萬國博覽會鑑査官を命ぜられ全年十二月賞勳局より勅定藍綬章を賜はり全年十二月廿八日に至りて高等官四等に昇り正六位の位置に進められて學校及び彫

刻界に盛名隆々たり
加之ならず君は自宅に於て多くの青年を教育して彫刻術の妙手を出すもの少なからず現に君の門下より出て名を成したるもの數名あり又君は内外博覽會工藝共進會美術協會彫刻會競技會等に出品して賞牌を得たるもの金牌五個銀牌十九個銅牌四十二個臘銀牌一個あり就中審査官の功勞を以て賞勳局より賜りたる銀盃一個藍綬章一個あり誠に名譽高き偉人と云ふべし蓋し君の彫刻は高村光雲氏と正反対にして西洋彫刻術に依らず専ら日本固有の特色を發揮せんとするにありて我朝の双美なりと稱せらるゝとかや

◎ 錫金大家 黒川 荣勝君

古來我國の習俗として錫金業は彫刻家の助手たるに過ぎずと目したり故に後藤祐乘の作物あり其地金が如何に巧妙なる錫金家の手になりしや知るべからずと雖も其名を傳ふるものなく又錫金家も自から其分に安んじて更らに發明進歩する所なかりし然るに黒川榮勝君金工界に入りしより其陋習を破り一派の錫金術を開きて古來鑄物の外製作する能はざりし龍虎或は獅子麒麟等

の大製作物を錫金術に於て製造することを始めたり嘗て君が日本美術協會展覽會に出品せし臘銀錠出し君子の置物の如きは金工界に破天荒の出品にして或は錫物を以て錫金物ありと詐稱する疑かはれ或は外國輸入品にあらざるかと稱せられたれども遂に審査官の鑑識を以て古來未會有の錫金物なりと定められ銀賞牌を受けて宮内省御用品に採用せられたり
又第五回内國勵業博覽會に出品したる菊花彫花瓶は一枚の地金より錠出したる物にして丈一尺八寸胴一尺六寸の大作物なりし我國に於て古來其類なきのみならず世界に於ても比類なしとは美術家壇田眞氏の評言なり又君の錫金物を外國に出品したるは米國シカゴ博覽會に始まり大に米國人の注意を促し錫金の内國に嗜好せらるゝもの甚だ盛んなるに至れり尋で萬國博覽會に出品して名譽金賞牌を贈られたり由來美術思想に富める巴里都人の眼識にも錫金の美には感服せらるゝものにか佛國人の錫金物を愛翫するもの非常に多しとす是に於てや君の製作物は大概宮内省の御用品となり然らなければ歐米貴賓の愛翫する所となるとかや
蓋し君の着眼たるや金属彫刻の技は歐米諸國に於て長

足の進歩を見れたるもの之れを模擬すれば只だ一の摸造品たるに過ぎず甚だ不見識の至りなり故に予は其意匠を日本化して以て一新機軸を出さんとするなり嘗て塙田眞氏が齊來したる金屬製の紅茶器あり全氏は参考品として金工界諸名家に公示したことありしに君は廿日を出すして自家意匠を以て紅茶器を作成し外國輸出品展覽會に出品して金賞牌を賜られたることあり其機敏斯の如し而して鍍金術は遂に今日は一科の金工術として獨立し世に稱用せらるゝを以て明治の始めには僅に三四名なりし鍍金家も今は三百何十名の多きに及び君一家の如きも數十名の職工を使用し門下に名をなせしもの數名ありと云ふ實に鍍金界の偉人と云ふべきなり

◎改良七寶燒開祖 帝室技藝員 潤川惣助君

君の製造する七寶燒は天下に其類なくして我第二回内國勸業博覽會に於ても金牌を辱ふし其他和蘭獨逸英國萬國博牌會東京府工藝品共進會東京美術展覽會佛國萬國大博覽會第二回以下内國勸業博覽會米國シカゴ世界博覽會等に出品して優等金牌を授けられざるなく又皇

るものなかりし

依りて君は七寶燒製造の一新法を案しエナメル使用の工夫を出して二三技術者に製造を囑するも舊技術者は在來の方法を墨守して君の言を容れざりし漸くにして二三の技術者に君の意を奉せしめて七寶燒改良の試験に着手し牛込區神樂町に工場を設けて實驗を重ねたる

も成績意の如くならずして巨額の損害と健康を害する程の苦心を拂ひて後全十三年中稍や完全なるものを製出することを得たり

明治十四年第二回内國勸業博覽會に名古屋七寶會社の名義を以て之れを出品し陶磁器の部中に陳列したるに審査官は其出品物を一見して是れ尋常の七寶燒にあらず何人の製作なるを知らず雖も純然なる美術品なりとなし美術館に轉入したり之れ君が苦心經營の結果を發揮したものにして遂に今日の盛大を致せり爾來内外國の博覽會展覽會等に出品して特に外國人の賞賛深く佛國巴里の大博覽會の如き一個額面數萬圓を以て購入せらるゝに至れり

蓋し濤川君の美術心に富めるや今日の精巧を以て未だ完全ありどなさず日夜改良に工風を凝らして身命を愛

居千草の間御裝飾用置物製作御用を勤むるの光榮を受け帝室技藝員に拜命し特に工業上の勤勞を以て明治二十八年四月賞勳局より勅定綠綬章を賜ひたり以て其發明品の尋常ならざるを知るべし
抑も君は下總國香取郡の人郷黨の名家濤川源左衛門氏の第二子なり弘化四年六月を以て生れ十五歳の時江戸に出て某貿易商に仕ふ明治三年二月橘氏の養子となりし偶々全十年第一回内國勸業博覽會を觀覽し七寶燒陶磁器の出品を目撃して其精巧ならざることを慨き之酒商を營みたりしも常に志を舊業に屬して止む時なかりし偶々全十年第一回内國勸業博覽會を觀覽し七寶燒品ならんと遂に志を決して酒店を義弟に譲り濤川姓に復して名古屋地方に出張し全縣令安場氏の賛成を得て七寶燒改良の手段を盡したり
明治十一年一月東京日本橋區新右衛門町に美術品貿易商店を開き外國人の愛顧を以て店舗漸く繁昌に趣けり此年佛國巴里大博覽會に七寶燒陶磁器の販賣店を出して世界の趨勢を試むる所あり而して一面には七寶燒の適當なる地質を調査せんとして愛知廣島京都伊萬里加賀等を巡歷したれども何れの土地として地質の適せき

◎東京美術學校教授

經典に身を立て名を彰すは孝の終なりと云へることあり竹内君の如きは夙に孝道を以て世に稱せられ遂に身を立て名を彰して彫刻界の泰斗と仰かれ美術學校教授高等官四等正六位相當の地位に昇れり誠に至孝の人と稱すべきなり

則ち君は淺草田町燭燈業に有名なりし井草國芳翁の高弟にして其の名當世に聞へたる芳兼田蝶氏の一子なり安政四年七月江戸淺草田町に生れ明治二年堀内龍仙氏の門に象牙彫を學び同氏の世を去りしを以て其翌年川本洲樂氏に從ひて研鑽する所あり其技大に上達して出藍の譽あり觀古美術會奈良博覽會内國勸業博覽會に出品して皆銀賞牌を授けられたり蓋し君は近來發達せる彫刻術のみならず明治十五年以來屢々奈良地方に旅行して古彫刻物の風韻を掬し遂に日本固有の特色を發揮

し同十八年内國勧業博覽會に製品を出品して二等銀牌を授けられたり。明治二十一年東京美術學校創立委員を文部省より命ぜられ同二十三年内國勸業博覽會に於て妙技二等賞を受け同校教授に任じ從七位に叙せられ今日に至るまで前後十五年間同校に教鞭を執り圖案科造型科木彫科の教室を擔當して後進を陶成したるもの少なからざるなり同三十一年高等官六等正七位に昇り同三十三年高等官五等從六位に進み同三十六年高等官四等正六位の位置に昇叙して學生の間に信望高しと云ふ。

此間明治二十七年千葉縣下に修學旅行をなし同三十二年大坂府滋賀縣廣島縣の嘱託に應じて各社寺寶物修繕事業を監督したり此舉は君の主唱にして爾來各府縣に實行せらるゝ所あり之れが爲に各地方に寶物取調として出張し又修學旅行の爲を以て各地に旅行したるもの數回あり。

特に君の作品中第三回内國勸業博覽會に出品せる神武天皇木彫御立像は威風凜然容貌偉偉衆目を驚かせり又菅公一千年祭には古雅の菅公肖像千体を彫刻して有志者に頗ち其他第五回内國勸業博覽會附屬の噴水塑像はの實況を視察して歸朝したり此時君は參事院書記官となり明治十五年花房公使の事件あり前後處分の爲に朝鮮國に出張して功あり内務書記官に轉任して地方自治制の取調となし内務大臣秘書官に任して山縣内務大臣と共に地方制度取調の爲に歐洲を巡遊し歸朝後内閣總理大臣秘書官に陞り伊東巳代治金子堅太郎の前總理大臣秘書官と盛名を同うし遜色ある處なく政治社會に於て大勢力を負ひ後司法大臣秘書官に轉じて司法部内の刷新を計り力を盡して異なる處なかりしと雖も君は生家豊富にして強ちに勢力ある地位に進むを欲せされば遂に退いて會計検査院検査官となるに至りたり蓋し會計検査院検査官の職たるや終身官の保證あり帝國會計の決算を審査するに當りて他の職掌の如く各方面に關係あるにあらざれば君の如く靜閑の官職を望むものには最も適當なればなり。

而して君此職に任してよりは舊友知人の政界に雄飛して大臣の位に昇るもあり又蹉跎して衣食に窮する者あるも君は之を親疎せず平心實意を以て相交際し諱々として職務に熱誠するの君子的行動をなせり故に検査院主席の良検査官として特別俸給三千圓を賜ひ一意に院

同會中の偉觀なりし元寇紀念碑の爲に製作せられたる日蓮聖人立像も我國未嘗有の大木型にして高さ三丈五尺あり現に福岡縣博多に存して當代の傑作と稱せらるゝとして君の彫刻界に樹てられたる勳功は古代彫刻の特色を發揮して日本彫刻の名譽を世界に公表せられたるにありとかや。

加之ならず君は古器物に博識にして古彫刻物の鑑定には熟達し近世君の右に出るものなし町田久成師は嘗て久遠の雅號を與へて其名譽を表旌せり彼の鑑定界有名なりし松浦北洲翁町田久成師柏木探古氏の如きは君を師とし或は友として甚だ信善なりしと云ふ。

◎會計検査官 中山勘六郎君

中山君は大學南校より開成學校に入り鳩山小村穂積氏等と共に法律學を修めて互格伯仲の間にあり學校を出てより日々新聞に入りて末松謙澄久保田貫一氏等と相前後し操觚社界に榮名を流せり後ち北米合衆國ハバート大學に於て法政兩學を卒業しボストン府の辯護士試験に及第したれども歸化せざれば其業をなすこと能はざるを以て去つて歐洲諸國を巡遊し政治及び學問上

務を鞅掌せり誠に検査官の職務は公平無私世故に心を動かさるるを本色とせり實に君の如くにして其人を得たりといふべきか。

◎鐵道作業局汽車部長

工學士 畑精吉郎君

鐵道作業局の部長たる人増田禮作氏と云ひ平井晴二郎氏と云ひ畠精吉郎君と云ひ當代有數の技術家として鐵道事業界に於て推尊せらるゝ所なり就中畠精吉郎君は我國教育制度の確立して以來工部大學校の全科を卒業したる工學士なれば其學術に於て該博深邃なること知るべきなり。

抑も君は兵庫縣下丹波國篠山の人にして明治十二年四月工部大學校機械工學部に入り所定の學科を完全に卒業したる人にして明治十八年四月同學校を出て直ちに工部六等技手に任じ累進して遞信省鐵道作業局汽車部長遞信技師高等官三等從五位勳五等に昇進したる人なり蓋し部長の職に列する技術官は皆勅任技師を以て其職に任ずる先例あれども君の此職に任せられしは特別拔擢に出つる處なり。

而して君の鐵道局に入りしは明治十八年にして二十二年十二月鐵道廳五等技師に任じ同二十九年參謀本部の嘱託を受けて陸軍鐵道隊創設の事務及び方法を定めて功あり同三十年工科大學講師に聘せられ其五月歐米各國鐵道業務視察の爲め歐米諸國に派遣せられ同三一年一月歸朝して後現職に昇り鐵道作業局中最も須要なる漁車部長の職を奉じて漁車進行中郵便物集配及食堂漁車寢室漁車等の新機軸を出して交通事業上に一進歩を與へたり又同三十三年中鐵道規程取調委員となり同三十六年第五回内國勸業博覽會審査官となりて本務の爲に力を致されたること甚だ多しがいふ

◎紳士從四位勳四等

飯田異君

陸奥國舊弘前藩は藩領僅に拾萬石の表面なりしも土地廣く實収多くして人亦豪強北方の鹿兒島を以て稱せられしと雖も不幸偏僻の地に有て上國の形勢に達せず維新の動績を樹つる能はずして今日鹿兒島藩と共に天下に雄飛するを得ず東北一山百文の貶稱中に葬らるゝは遺憾なり

請ひし此時宮中に於かせられては多年の功績を御恩召され三ツ組銀盃の恩賞あり是れ實に宮内省にありての特典なりとす
而して君民間に下られてよりは世人君が在官中の技倆を慕ひて早く日本郵船會社株主は君を監査役に擧げ又赤十字社監事に神宮神苑會理事能樂會々幹に推し其他北陸鐵道會社日本煉炭會社取締役東京電氣鐵道會社監査役として實業界に從事しつゝあるなり
又令息旗郎君は夙に海外に遊びて經濟商業の學を修め歸朝して高等商業學校教授の任にありしも英邁大志ある君は其職を辞し爲すあらんとする處ありて再び海外に出遊せられたり早晚歸朝して稀有の大成功を收らるゝや期待すべきなり

◎日本ペイント會社取締役

東京商業會議所議員

仲萬兵衛君

日本ペイント株式會社は船舶塗料製造販賣の大會社にして仲萬兵衛君と田坂初太郎茂木重次郎氏等の大株主より成立し資本金四拾萬圓にて專賣特許のペイントを

然れ共亦舊藩士中には飯田君の如き名士ありて政府の會計上に獻替する處あり帝室の御財政を經理して偉勳を樹て民間に下りても一派の有力者として推重せらるゝあり誠に舊同藩士民の名譽を發揚せらるゝものといふべし

抑も君は弘前藩主津輕伯爵家の世臣にして天保十三年八月に生れ維新の際は國事に鞅掌し後權大屬に陞任し聽訟又は會計通商の事務を擔當して廢藩置縣の後青森縣廳の推す所となりて大藏省に召され出納局に登用せられ累進して大藏少書記官に陞り國庫金の出納米穀の糴糴の事務を擔當し國庫金爲替法を開きて大に地方の金融を助くる所あり尙加ふるに會計制度創立に與りて功勞ありし

明治十六年日本銀行の創立あり吉原少輔富田大書記官等と共に同行に入りて理事の重役に任じ同行創業の事務を成功して同二十年宮内省内藏助に任せられ當時の宮内卿伊藤博文伯の命を受け皇室會計法を起草して其法行はれ爾來十年間皇室御財政の爲に經營する所多大なり後帝室會計審査官兼式部官に任じ勅任の班に進められ從四位勳四等に陞り同三十三年老を告げて骸骨を

製造するものなれば其有利の事業なると勿論にして社會に於て公益の性質をも含めり現に海運事業發達の今日に於て有望の事業たり將來に於ても海國の日本たる以上は此事業の盛大となると豫かじめトすべきなり
而して仲萬兵衛君は日本橋區本銀町四丁目十五番地に住し藥種繪具染料の問屋にして巨多の地所を所有し地租所得稅營業枕は數百圓を公納し日本橋區内公共の事業に付て力を用ふること深く現に東京商業會議所議員なりと雖も其の出身は三重縣北牟婁郡熊野鷲町の人嘉永二年郷里に生れ世々地方大里正なる名家なりしも父君の代に至りて天災に遭遇し家道衰頽して各自獨立身を立てざるべからざるに至れり
是に於て君は同地方に職業を求めるとしたれども由來名家の子孫とて君を容れて庸ふものなく竊に敬遠主義を執るの傾きあれば中心面白からず去つて大阪に出たれども恰好の位置なれば遂に明治四年二月五圓を懷にして東京に走り未會見の伯父江戸本郷に住するを以て之れを訪問して一身の所置を依頼するに伯父は君を見て地方に在る時素行修らず不逞の行爲ありしや知るべからずと稱して一切其意見を採用せず漸く番頭某の

保證を以て金錢に信用を置かざる條件の下に日本橋油町某吳服店に奉公し始め年給六圓にて刻苦勉勵忠節を盡して信用を博し重用せらるゝに至れり。此時君は節儉をなして給料の内拾兩餘の蓄へを郷里の老母に送りたりしに同郷出身の薬種商某氏は君の篤實を感心して養子にせんとを伯父君に申來れり伯父君は之れに同意し君に勧告して其意に應せしめたり依りて主家に暇を請ふに主人は賞金拾兩を贈りたれば之れを以て手道具等を調達して其家の養子となれり。然れ共養父の意に合はざるを以て久しうからずして同家を出て伯父君の宅に歸りしに伯父某氏は近傍に一戸を借り受け養家より出家の際給與されたる拾兩を以て八百屋荒物商を爲すべしと云はれたるに君は其議に反して藥種仲買業たらんことを主張し伯父君の怒りに觸れ家を出て、大傳馬塙町仲買人某氏の家に寄食し品川方面に藥種行商をなして漸く今日に至るの基を開きたり。蓋し君の今日に至りしものは明治七年現所に開店し令夫人かぎ子氏を迎へ内助の力を得たるにある處にして君が過度なる勤勞を慰和し克く其目的を達せしめたると云ふ嘗て夫人君を慰めて言へらく命ありての物種なり。

りと君答へて曰く金ありての命なり資産を興し得ざれば生命あるも如何の益あらんと云ひしに勤勉の功今日の大資産家となりしり君常に曰く生命は限りあり財産は限りなし余も壯年中に努力を以て資産を作り最早五十有六是れより金錢を以て生命を買はざるべからざるなりと又君の大資産は夫人と共に造出する所なれば妻君は實に我家の内賓なりと云ふに背かずと稱し妻君を敬愛すると甚だ深けれ共君の性質として他人に向へば謹嚴直言一步も人に假さず而かも老實懇切を以て世に所するが故に世人君を徳川家に於ける大久保彦左衛門の如しと稱し綽稱を大久保彦左衛門老爺と云ふ以て日本橋區に勢力あるを知るべし其一二例を擧げんに彼の數年の間紛擾止まさりし琴平神社の無盡事件の如きも君の力に據りて一人の罪人も出すと多く解決せられたり又日本橋區汚物掃除受負事件の如きは君が其非を區會に曝露し自から代りて之れが受負を爲し其利を眼中に置かず専心衛生を重んせられたり後同組合は君が功の偉大なるを賞して金盃を贈れり又曾て鑑毒事件の沸騰せる時二六新報に托して數十金を義捐し其上該地野口春藏外二三名の罰金を負擔せられし其他公私

爲に出資すること枚舉に遑あらずと云ふ

◎紳商 林九兵衛君

林九兵衛君は文明的の紳商にして我國美術品の保護改良進歩に於て功勞高く既に第一第二の博覽會及び美術協會彫工會漆工會の爲に盡力する所あり第三回内國勸業博覽會に當りて我國の彫金木彫鑄物漆器蒔繪其他の美術調査をなし又我國に於て古來稀なる平板鑄物の製作を起し巨額の費用と幾十回の試験を経て遂に大さ七尺有餘の門扉を製作したり其成績の良好なりしは當時博物館長九鬼隆一氏美術學校長岡倉覺三氏の賞賛措かざりしに於て證すべきなり又同時に海野勝珉氏の金属彫蘭陵王舞樂の置物を出品して妙技一等賞を受け参考品として宮内省へ御買上げとなり同時に出品したる山田鬼齋氏木彫の大塔宮騎馬の御肖像は官幣中社鎌倉神社へ奉納したり

而して君の博覽會展覽會等より受領したる賞牌賞狀は枚舉に遑あらずと雖も其重なるものを舉ぐれば左の如し

第一回内國勸業博覽會 褒狀

第二回内國勸業博覽會	褒狀
第三回内國勸業博覽會	妙技一等二等三等賞
第四回内國勸業博覽會	妙技二等三等賞
第五回内國勸業博覽會	一等賞二個三等賞一個 但し蒔繪製作人赤塚自得氏に協賛賞を賜ふ
二十年東京工藝共進會	
日本美術展覽會	
二十五年同展覽會	日本漆工競技會
日本美術展覽會	銅賞牌及銅牌
日本漆工競技會	銀賞牌
米國世界博覽會	金賞牌
二十七年美術展覽會	銅賞牌
二十八年同展覽會	銀賞牌
二十九年同展覽會	銅賞牌
大坂美術共進會	金賞牌
一府九縣聯合共進會	一等賞
巴里萬國博覽會	金賞牌二個
英國グラスコー博覽會	名譽賞牌
三十四年漆工競技會	銅賞牌
三十五年同競技會	

全國服裝博覽會

一等金賞牌

露國服裝博覽會

一等金賞牌

又君の商店は各品皆専門技師の手にあり品質善良意匠巧妙なるのみならず美術に屬する一切の商品を多く藏して内國部貿易部の陳列場あり如何に多數の注文あるも直ちに應ずることを得べきなり而かも些少の爲替注文なりと雖も懇切の取扱ひをなして直ちに送品するに依り同店の繁昌なるもの當世に肩を比するものなしとかや

明治の世に至りても博覧會出品人物として 天顔に咫尺し拜謁の榮を蒙ること二回第五回国勵業博覧會には審査官に任せらるゝの名譽を荷へり實に君の如きは祖先を顯彰するの大孝子と云つべきなり
加之ならず同店の盛大なるは店員卅名に下らず最も頻繁なるもの夫人綾子氏内助の功多し本年四十七歳の君に子女三人あり芽出度一家にして將來の繁榮可祝なり

奇 俗 而 仁 一 貞

蓋し君の家は日本橋岡室町二丁目十二番地に在り木屋
と稱し最も開明的の商業をなし時世に後るゝなしと雖
も君は當家十一世の主人にして今を去ること三百有餘
年前天正元年大坂に商業を開き徳川將軍に從ひ江戸に
來りて諸式問屋となり後塗物商に移り君の世に至りて
美術工芸品金屬彫刻物漆器類製造販賣及び内外銘木指
物業をなして隆盛を極むること今日の如しと云ふ其の
家系は豊臣氏の世より傳はり徳川氏に於ても重んせら
れ徳川二代將軍の時愛鷹壽老を携ひて鷹野に出御の節
歸途其鷹は鷹司の手を離れ君の家に飛入り將軍是れ
を聞召し是れ必らず何等の縁因あるならんとし直ちに
其鷹を下賜せられ其存命中二百石の錵を賜ひ其遺骨は

◎奇傑 齋藤修一郎君

齋藤君は短身炯眼豊太閤の風采あり一見して其尋常人
にあらざることを知るべし時運非にして其志を得ずと
雖も豈に捲土重來の期なからんや

抑も君は舊武生藩の士安政二年の誕生にして幼より才
華群童に絶し遂に同藩の貢進生に撰まれて大學南校に
入り英學を修めて開成學校の法學科に入り夙に頭角を
顯はして學生の長となり嘗て
陛下の御臨幸に際し天顔に咫尺して泰西の文學を講し

◎ 實業家

法學

すな所あるが如きも他人之れを憚て居て前もて言ふ
藤君今何處に在るかを疑ふものあれども恐らくは之れ
君が再舉に素地を造るものにあらずして何ぞや
吾人は刮目して以て君の將來を見んと欲するものなり

藤君今何處に在るかを疑ふものあれども恐らくは之れ
君が再舉に素地を造るものにあらずして何ぞや
吾人は刮目して以て君の將來を見んと欲するものなり

に派遣を命ぜられ早く同大學を卒業してハサウエイ
プロトの學位を受領し歸朝して外務卿井上馨氏に鑑識
せられ擢て、其秘書官に舉げられたり
君の外務省に秘書官たるや内外の事務大概は君の裁決
する處に歸し總理大臣秘書官伊東巳代治金子堅太郎氏
の如きも一着を君に輸せり累進して外務大書記官となり
り井上伯の農商務大臣たるに及んで農商務に轉じ商工
局長農務局長を経て農商務次官に進み年少英才の資を
以て同省の事務を理判し井上氏去つて岩村陸奥後藤の
三大臣に歴任し同省の大問題たる取引所法案を解決し
名聲最も隆々たりき

當時大臣後藤伯爵の進退上官紹祺せざるの如き
責を引いて其職を辭したるは明治廿七年なり是より
して君は民間に下り中國鐵道の取締役又は朝鮮國の政
務顧問に聘せられ幾多經歷する處あれども君の志想を
満足すべき結果を得ず遂に商況社に入りて其社長兼主
筆となり又轉じて米穀取引所の理事長となりしも之を
辭して佐々友房元田肇諸氏と共に帝國黨を組織して其
委員に擧げられ又議合はずして政黨社會を退き米國に
遊び去る三十五年五月歸朝以來青山に閑居し別に計畫

る川上謹一氏と君あるの外他に求むべからざるなり以て其人となりをト知するべし

◎文學士 澤柳政太郎君

澤柳君は長野縣下松本の舊藩士慶應元年四月誕生して夙に秀才を以て稱せらる東京大學豫備門より東京大學文學部に入り哲學科を修めて明治廿一年帝國文科大學を卒業し文學土の稱號を許され文部省試補を經て文部書記官に昇り文部大臣秘書官兼書記官に任じたるは同二十四年なりしなり此時大木文部大臣に於て検定調査中の書藉名を一書肆に示したる事あり物論囂々君其の責を引て官を辭し大谷尋常中學校長群馬尋常中學校長を奉し同卅年第二高等中學校長に榮進し同卅一年第一高等中學校長に任じ高等教育會議員を命ぜられて教育上の抱負を發表する所あり大に文部當局者の爲めに容られて遂に普通學務局長に任じ一躍して高等官二等正五位に進み高等商業學校長事務取扱を兼ねたり明治三十二年條約實施調查委員師範學科取調委員長を命ぜられ同三十三年高等師範學校長に兼任し同卅五年萬國東洋學會參列委員として歐洲に派遣せられ歸路歟

米諸洲の教育制度を實視して我が教育上に資益する所あり彼の小學校令改制の如きは君の深く心を用ふる所なりとかや

◎高等工業學校教授 工學博士 中原淳藏君

今日の工業學者なるものは多く學術の素養あれども事業の經驗あるものは實に稀なり隨て其教授上に於ても隔靴搔痒の憾なきにあらざるなり
獨り中原君は舊熊本藩士安政四年十二月肥後國中村に生れ和漢の學に達して明治四年満立洋學院に入り後ち工部大學校の官費生試験に及第し機械工學を修めて明治十五年五月同學年中優等生を以て卒業し直ちに工學士の學位を授けられたり

此時君民間の實業に從事せんとするの志を起し熊本縣山鹿郡鑄物組合に入り學術を應用して成功あり同鑄物會社を長に任せられ實業に從事すること七年其成績顯著同二十二年に至つて第五高等學校教諭に任せられ東京工業學校教授に轉じ從七位に叙し明治二十八年五月機械工學研究の爲め英國並びに獨逸國に三ヶ年の留學

を命ぜられ歸朝して職工徒弟學校評議員となり海軍大學校教授に任し同三十三年工業學校教科細目取調委員を命ぜられ同三十四年學績を以て工學博士の學位を授けられ同三十五年名古屋高等工業學校創立設計委員となり高等官三等從五位に叙し機械科學長として東京高等工業學校教授の任にあり機械工學家中の大家なります

◎日本銀行監事

鮫島武之助君

日本銀行監事鮫島武之助君は老成實業家の間に名聲高しと雖も君實は鹿児島出身外交家の老手鮫島尙信氏の令弟にして夙に佛語を修め政事經濟の學に達して外務書記生より外務書記官臨時代理公使に任し伊國羅馬府公使館に在勤し深く伊藤博文先生の知遇を蒙り數回の伊藤内閣を組織せられたるとき常に其の秘書官として大政に參画する處ありし

而して伊藤侯の立憲政友會を組織せらるゝとき入て幕僚に參し政友會内閣の時には内閣書記官長に勅任し大に憲政有終の美をなさんと精効せられたるも時運至ら

ずして政友會内閣辭職の結果となり君亦職を辭じて政友會に入り伊藤總裁を補弼する處多大なりし偶々伊藤侯の身事上元老と政黨員の兩屬を許さす事情甚だ窘迫するものあり君内閣と元老の間に奔走して伊藤侯遂に政黨を棄て権府に主宰たるの大命を拜するの素地を調停妥協し君も亦政事家たるを脱して日本銀行に從事し實業家たるに列するに至りたり
蓋君の日本銀行に入るものは事情如斯なるに出づるものなれば早晚再び政事界に復して伊藤侯と共に憲政濟有終之美最後の目的を遂行せられんと明かあり記して以て他日の現象をトせん

◎衆議院議員德島鐵道會社長 板東勘五郎君

南海の重鎮を以て許されたる德島縣那賀郡羽浦村板東勘五郎君は文久元年正月の誕生にして始め和漢の學を修め長して法律政治の學を研究し地方の名家なるを以て郡制施行の際に郡の吏員に舉けられ公共の爲に盡して盛名あり後縣會議員に舉けられ縣參事會員となり縣會副議長に陞りて明治廿七年德島縣第二區より選出せ

られて衆議院議員となり連撰今日に到りたりき
君の衆議院議員となるや先づ地價修正の急務なるとを
主唱して天下に絶叫し遂に二府廿四縣を同盟して君其
常務委員に任せられ議會ある毎に其議案を提出し遂に
十三議會に到りて其目的を達し又地租増徵問題に於て
も時下の必要を計りて正當の見識を立て漫りに輕薄迂
闊の議論をなさざるゝに於て議會に於けるの信望愈高
く政友會に屬して其領袖たりし也

又郷里徳島縣の爲に計る處あり徳島鐵道を經營して政
府の許可を難んずるにも拘はらず君の斡旋盡力能く之
を動かして官許を受け徳島鐵道會社を組織して君其社
長に舉げられ最も熱誠を以て事業達成の爲に盡瘁せら
る其成功や近き將來にあらん

而も君は鐵道國有調査會委員にして鐵道上に於ける智
識に富めるを以て君が鐵道會社長に任するは甚だ適當
なるに各地鐵道事業者とも親交あれば業務上に於て一
層の便益あるや知るべきなり

◎辯護士 石山彌平君

法律界の勤直家にして而かも博識なるは東京辯護士中

◎紳士 岩崎亮之助君

同 岩崎一君

岩崎亮之助は本所區龜澤町一丁目四十四番地に住居し
岩崎男爵家とは別族なれども明治成功家の一人にして
夙に日本メリヤス會社の衰運を挽回し完全なるノリヤ
ス事業を起して上宮内省より海陸軍警視廳等に至る迄

況く内國の需用を充たし國益を大成したるの後ち老を
告げて職を退き板木子爵等と同愛社を設け仁善博愛の
爲に盡力せらるゝ慈善家なり

又長子一君は夙に漢學泰西の學に通じ堅實忠直を以て
社會の信用を博し三井組地所部支配人に擧げられて勢
力ありしも別に期する處あり頃日其職を辭し信托社事
業を開きて公衆一般の地所建物に關する監理賣買貸借
等の依託を受けて最も盛況なるものあり父君の後を辱
かしめざる敦厚なる孝子と云ふべし

而して信托社事業は未だ吾國に行はれずと雖も文明諸
國に於ては最も盛大なる所にして此事業の社會に行は
れざるときは未だ其社會を以て文明の普及するものと
目す可らざるなり如何となれば人民の智識發達して財

石山彌平君を第一となす君は東京辯護士會常議員及評
議員に推薦せられて尙數種の公共團體に其籍を置けり
抑も君は慶應二年六月埼玉縣北葛飾郡櫻井村に生る夙
に漢學を學んで中學校に入り後法學に志し十六歳にし
て上京し明治義塾東京英語學校に登りて政治經濟法律
及び英語の諸科を修め明治十八年英吉利法律學校に日
英米三國の法律經濟政治學を研究し常に優等の成績あ
りて先輩の囁望せらるゝもの多かりき

同二十年同校を卒業するや選拔せられて帝國大學法科
大學の試験を受け登第せしが幾くもなく故ありて退學
し代言人及び判檢事試験に合格して判事試補となれり
時に君年二十一歳なり後判事に陞任して職を辭し民間
に下りて爾來辯護士の事務に鞅掌せらる

君が特意とする所は親類相續法にあり又文才に富み著
書頗ぶる多く就中日本相續制度論法典反對論行政講話
運送講義等著名なるものあり而して君常に天爵を重ん
じ敢て名聞を求めず故に東京法學院より學士の稱號を
與ふべしとなすも君謙退して之れを受けず私に有望の
青年を養成せらるを以て君が思想の高尚なるをト知す
じめトし知るべきなり

◎成田鐵道會社長

工學士 佐分利一嗣君

佐分利姓を稱するもの本來館術の名家なるも君は工學

茲を以て見れば岩崎君が此事業に着目して三井組の名
譽なる職務を放棄したるもの故なきにあらず又岩崎君
が將來に於て大成功をなし父母の名を顯はすもの亦豫
知めトし知るべきなり

佐分利姓を稱するもの本來館術の名家なるも君は工學
界に於て名聲高し蓋し時勢の變遷に應じて其宜しさを
制したるものならんか

抑も佐分利君は廣島縣の士族にして備後福山の舊藩士
父君既に藩中の開明家として名あり君は夙に工部大學
校に入りて土木工學を修め帝國大學に移りて優等の成
績あり特待生に擧げられ同級生の主班に居り明治十九
年七月工科大學を卒業して工學士の稱號を許されたり
爾來朝野の間に土木工學を以て盡す所あり特に鐵道事
業上に功勞没すべからざるものあり遂に成田鐵道會社
に入りて同鐵道を竣工し其技師長に擧げられ工業界の

地位も高します

蓋し成田鐵道とは千葉縣鐵道なれば決して大鐵道と云ふべからざるも總武鐵道と相連絡して武藏下總間の交通運搬に任し業務甚だ頻繁なり而かも成田不動尊の参詣人あり且つ佐倉兵營の關係ありて交通上重用なる責任を有する所なり而して同會社は嘗て社長小倉良則氏の破産に依りて一時非運に陥らんとせしも君の社長に任してより能く善後の處分をなし其禍を免かれたりと云ふ

◎陸軍會計監督監

川 俣 國 傳 君

由來鹿兒島の人は操持を固ふし家道を修むるに長じ官吏を以て令名を博し貨殖の道に長じたるもの少なからず西郷侯は軍人たること三十年にして數十萬の遺産あり松方伯は二十年の大官に在て資産百萬と稱せらる野津大將の如き河村伯の如き皆其の一人なり然るに世上眞眼の士なきや在官多年なるも放肆度よく貧困身に攻るものあれば清廉と稱し修身整家能く資産を興したる者あれば直ちに之れを貪慾と貶せり何う思はん西郷松

年數度の戦役に功ありしを以て勳五等双光旭日章年金を賜ひ從軍徽章をも授けられたり

而して後君は平和の天地に陸軍會計官を以て軍隊に勤務し陸軍會計監督補に進められて大坂鎮臺會計次長に補し又陸軍會計二等副監督に昇進し參謀本部會計部長近衛兵會計部長に勤務し從六位勳四等に陞叙し旭日小綬章を賜り尙教導團會計部長東京鎮臺監督部陣營課長第六師團監督部第一課長第一師團監督部第二課長を歴任し陸軍二等監督補に榮進し全廿六年勳三等瑞寶章を賜ひしに偶々廿七八年の戦役あり野戰第一師團監督部長の重職を以て大清國金州地方に出征し戰地に於て一等監督に進み從五位に叙し該團各地の戦役に大功を奏したるを以て功四級金鵄勳章を賜ひ更に旭日中綬章を賜ひて陸軍監督監に昇進し正五位に昇叙し第十二師團監督部長として小倉營所に在勤したりしも功成り名遂げて野田監督總監等と共に現職を退き暫く家庭に静休せらるゝと云ふ

本社賛成員待遇規則

第一條 本社の業務を賛成せらるゝ諸君を左の四種に分つべし

甲、本社の推戴を許諾せられたる大家及一回金參拾圓以上又は一ヶ年以上毎月金五圓以上を贊助せらるゝ諸君を名譽賛成員となす

乙、一回金拾圓以上又は一ヶ年以上毎月金貳圓以上を贊助せらるゝ諸君を特別賛成員となす
丙、一回金五圓以上又は一ヶ年以上毎月金壹圓以上を贊助せらるゝ諸君を通常賛成員となす
丁、一時金五圓以下又は學生の販賣する物品を購求せらるゝ諸君を準賛成員とす

第二條 本社は收入賛成金を編輯出版學生給養其他經費に使用すべし

第三條 本社の賛成員は好意を以て社業の實際を贊助するに止り其他何等の關係あることなし

第四條 本社は名譽特別通常賛成員諸君の尊名と厚誼を紀念簿に記入し御系譜の御前に供へて永く社員學生に其恩徳を遺忘せざらしむべし

方野津河村の如き名士にして敗徳汚行の瑕瑾あらんや此等名士にして尚ほ斯の如し以下後進の人々に於て其誹を免れんとする難哉我川俣國傳君の如き維新以來身を陸軍に投じ勳功一世に高く官勅任に進められ將官の待遇を受けて從四位勳三等旭日中綬章功四級金鵄勳章の恩遇を蒙り家に上産を貯蓄せらるゝと傳稱せり世人其幸福を羨慕して無稽の浮言を流すもの又止むを得ざる所なり吾人は是に憤慨するあり君の眞傳を公録し以て其清廉忠直を天下に紹介せん

夫君は鹿兒島藩士川俣國寶氏の男弘化元年八月廿四日鹿兒島城下父君の家に生れ幼にして才幹あり早く文久の初年裁許方見習に出仕し慶應四年薩藩軍吏として伏見鳥羽より各地復古維新の戰役に従事して功あり明治四年御親兵に撰拔せられ第一番大隊權曹長より陸軍中尉に拔擢せられ全六年陸軍省九等出仕會計官に轉せり更に陸軍會計軍吏副に任せられたり全七年佐賀の役に出戦し又臺灣征討に出陣を命ぜられ陸軍會計軍吏に昇進し糧食主任となり正七位に叙せられ全十年西南の役には別働第一旅團の糧食を主管し凱旋の後集成隊會計官を兼ね舊旅團會計殘務取調を命ぜられたり全十一

懸賞廣告

{答募應すを告廣るあ賞懸て總はに欄當し
しへすなを印刷の個二に欄當誌本はに書案}

●懸賞金壹萬圓●

本誌五萬以上の年極前金購讀者を得べき方法を建らるゝ諸君には實効の上記賞金を呈す

○壹萬人以上なれば賞金
千五百圓を呈す
又各人職業の爲に參百人以上の年極前金購讀者を紹介すれば賞金
百圓を呈す

資本金千圓を要する有利の事業あり紹介する者には前記賞金を呈す
但し資本金は年二割五分の利子を保證す

- 第五條** 本社は名譽特別通常賛成員諸君に發行の書籍雑誌圖書等若干部を進呈し名譽特別賛成員の信用閱歷等を無料公錄し通常賛成員と雖も時宜により無料公錄することあるべし
- 第六條** 本社は名譽特別通常賛成員諸君の依頼に應じ（一）其利害に關する個人銀行會社學校協會等團体の内情信用を調査し其事由を秘密通信すべし
(二) 法律實業上の調査鑑案助言保護等の事務を親切に取扱ふべし
- 第七條** 本社が贊成者を訪問せしめ又は販賣の業務に從事せしむる學生には贊成諸君の厚誼を感佩して心術方正なる學生をのみ採用し明治三十五年警視廳令第二十九號に違背し又は我慢強請の嫌あるものを嚴禁すべし



公錄料 全 但贊成者ノ公錄ハ無料トス	每月一回若クハ二回發行 一ヶ年前金二十字詰一行 全半頁三十行 全一頁六十行 特別一回 金三十圓以上	定價一冊拾錢 金一圓 (郵稅無料) 金三十錢 金八圓 金十五圓 金三十圓以上
明治卅七年四月一日印刷 年四月五日發行	東京市牛込區市ヶ谷柳町二十五番地 東京市牛込區市ヶ谷柳町二十五番地	吾新社 編輯人 發行人 印刷人 廣井錄之進
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十五番地 東京市牛込區市ヶ谷柳町二十五番地	吾新社 編輯人 發行人 印刷人 廣井錄之進	
東京市牛込區市ヶ谷柳町二十五番地 東京市牛込區市ヶ谷柳町二十五番地	吾新社 編輯人 發行人 印刷人 廣井錄之進	

終

